



# 給食費に関するお知らせ

## 給食費の口座振替手続きをお願いします

船橋市の学校給食費は、市の歳入歳出予算に組み込んで市が管理する「公会計」方式を採用しています。一方、副教材や修学旅行の積立金・PTA会費といった費用（学校徴収金と呼ばれている費用）は、各学校で徴収管理をしています。このため、船橋市立学校に新入学・転入学される際には、**学校給食費と学校徴収金の2つの手続きを行っていただく必要がありますのでご留意ください。**

学校給食費の納付は便利で確実な口座振替をおすすめします。保護者の皆様にはお手数ですが、同封の預金口座振替依頼書を取引のある金融機関窓口へ提出して下さるようお願いいたします。

なお、学校給食費の徴収にあたっては、学校を通じて一人ひとりに「学校給食費納入通知書」をお配りし、納期限ごとの納付金額等をお知らせします。

### 【学校給食費の手続き】

児童生徒の保護者等



※金融機関に  
口座振替依頼書を提出

普段利用の金融機関



※市が一括して口座振替

船橋市の会計

船橋市がお金を管理



### 【学校徴収金の手続き】

児童生徒の保護者等



※入学前等に口座開設

学校指定の金融機関



※学校ごとに口座振替

学校長の口座

学校長がお金を管理



二種類の別のお手続きが  
必要です。  
ご協力をお願いします。

**お早めに同封の預金口座振替依頼書を銀行へ提出してください**

☆記載方法は **7-1**（一般金融機関の場合）、**7-2**（ゆうちょ銀行の場合）をご覧ください

# 1 口座振替依頼書は市内に本支店のある20の金融機関の窓口へ提出できます

給食費の口座振替依頼書は、市内に本支店を有する下記の金融機関に提出できます。**給与振込口座の指定が便利で確実です。ご指定いただいた口座が、長期欠席等の場合の還付金振込用口座にもなりますので、忘れずに提出してください。**下記金融機関であれば、船橋市内・市外を問わずいずれの支店の口座でも指定ができます。

今回、ご指定いただいた口座は、お子様が船橋市立の小・中・特別支援学校に在籍している間はずっと、給食費支払い用としてご利用いただくことができます（お子様が小学生の場合、中学校進学時に改めて手続きを行う必要はありません）。



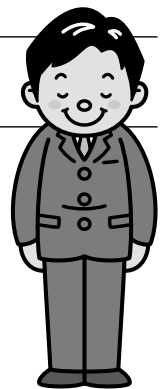
うっかり入金を忘れて振替不能になっちゃった…。そんな事態を防ぐためにも、なるべく普段からお使いの口座をご指定ください。

都市銀行	地方銀行	信託銀行	信金・信組	その他金融機関
三菱東京UFJ銀行 みずほ銀行 三井住友銀行 りそな銀行	千葉銀行 千葉興業銀行 京葉銀行 東京都民銀行 東京スター銀行	三菱UFJ信託銀行 みずほ信託銀行 三井住友信託銀行	千葉信用金庫 東京ベイ信用金庫 東京東信用金庫 横浜幸銀信用組合	ゆうちょ銀行 中央労働金庫 市川市農業協同組合 ちば東葛農業協同組合

※通常、金融機関でお手続きをされますと、口座振替依頼書の船橋市控（ピンクの複写用紙）は金融機関から船橋市へ送付されます。ところが市外の銀行でお手続きを行った場合など、まれに本人控（白い複写用紙）と一緒に船橋市控（ピンクの複写用紙）もご本人に返却される場合があります。船橋市控が市に到着しないと口座振替を開始することができません。万が一、返却された場合はお手数ですが、すみやかに教育委員会保健体育課 ☎047-436-2418 までご連絡ください。

# 2 口座振替依頼書は、下記の期日までに上記①の金融機関窓口へ必ずご提出ください

対象者	口座振替依頼書提出期限
平成30年度小学校・特別支援学校入学予定者	平成29年12月29日（金）
船橋市立の小・中・特別支援学校に転入される方 船橋市立以外の小学校から船橋市立の中学校に入学される方	転入学する学校や転居先の住所等が決まり次第すみやかに お手続きください。 (提出用紙には新学校・新住所を記入してください。)



※口座振替依頼書の提出から、口座引落開始までに1～2カ月程度かかります。

※口座振替依頼書を金融機関に提出済みでも、手続きが完了していない場合は口座引落としができません。その場合、納付書を使った金融機関窓口での納付となりますのでご了承ください。

※口座振替依頼書の提出以降に、口座名義人の氏名や住所が変更となった場合、再度口座振替依頼書を金融機関窓口へ提出ください。

### 3 給食費の額は…

保護者の皆様には食材購入のための実費相当分を学校給食費としてご負担いただきます。口座振替手数料は市が負担します。なお、ご負担いただく給食費の単価(平成29年度現在)は下表のとおりです。

区分		牛乳以外の給食分	牛乳代	1食当たりの給食費
小学校	低学年	208円	53.35円* (29年度)	261.35円
	高学年	248円		301.35円
特別支援学校	小学部低学年	220円		273.35円
	小学部高学年	263円		316.35円
	中高等部	311円		364.35円
中学校		330円		383.35円

※牛乳代は、公益財団法人千葉県学校給食会の供給価格により毎年度変動します。

### 4 口座振替は原則月末、月末が土・日・祝日等の場合は銀行の翌営業日です

学校ごとの口座振替スケジュールは下記のとおりです。徴収時期や給食の単価等は市のホームページでもお知らせしています。給食費の徴収額は喫食数に応じて異なりますので、個人ごとの徴収金額と納期限はお配りする学校給食費納入通知書でご確認ください。

学 校	口座振替スケジュール					
小学校 特別支援学校	学校ごとの実施回数に応じた1年間の給食費を5回に分けて徴収します。 1～4回目は1000円単位で均等に徴収し、最終回に残金を徴収します。 例) 小学校低学年 (1食208円+牛乳53.35円) × 180回 = 47,043円の場合 例) 小学校高学年 (1食248円+牛乳53.35円) × 180回 = 54,243円の場合					
	(例)	6月 (1回目)	8月 (2回目)	10月(3回目)	12月(4回目)	2月 (5回目)
	低学年	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	7,043円
	高学年	11,000円	11,000円	11,000円	11,000円	10,243円
中学校 (前納制)	マークシートでの申込みに基づき、原則、給食実施の2か月前の末日に徴収します。 牛乳代は1年分をまとめて8月末日に徴収します。					
	2月	3月	4月	5月	6月	7月
	(4月分)	(5月分)	(6月分)	(7月分)	(9月分)	(10月分)
	8月	9月	10月	11月	12月	1月
(牛乳代)	(11月分)	(12月分)	(1月分)	(2月分)	(3月分)	



学校給食費納入通知書は学校からお子様を通じて配布しています。小学校・特別支援学校については年1回6月中旬に、中学校については原則、毎月20日前後に配布します。

## 5 入金・残高確認は前日までに！

入金忘れ等で振替不能となった方に対して2回目の引落は行っておりませんのでご注意ください。

〈小学校、特別支援学校〉納期限までに入金が確認できなかった場合は30日以内に督促状を送付させていただきます。添付されている納付書を使い、金融機関の窓口等でお支払いください。なお納期限を過ぎると遅延損害金をご負担いただく場合がありますので、ご注意ください。

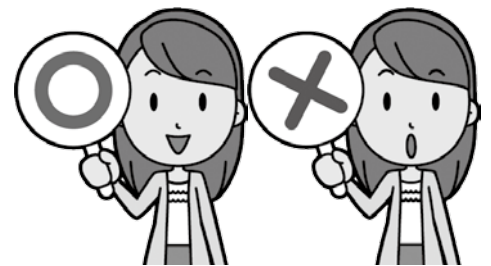
〈中学校〉毎月月末の初回納期限までに納付の確認ができなかった方に、学校からお子様を通じて「納入のお願い」というお手紙をお配りします。早急に添付の納付書でお支払いください。なお、「納入のお願い」で指定した期限までに納付がなかった場合は翌月の給食はキャンセルされますので、お弁当をご持参ください。



## 6 給食を停止する場合や、連続3日以上欠食する場合は学校へ届出を

所定の用紙で事前に届出があった場合は、給食を食べない期間に応じて、学校給食費の減額や返金が行われることがあります。

給食を止めたい場合、止めた給食を再開したい場合、連続して3日以上給食を欠食する場合には、以下の届を学校にご提出ください。用紙は学校にあるほか、市のホームページからもダウンロードできます。学校への届出は、給食を止めたい（再開したい）日の4日前（休日等を除く）までをお願いします。



ケース	理由（例）	届出用紙
給食を停止したい場合	・食物アレルギーでお弁当を持参する ・乳糖不耐症なので牛乳だけ止めたい ・転出をする	「給食停止（再開）届」 ※停止に○印
給食を再開したい場合	・長期欠席していたが通学できる見込みとなった ・食物アレルギーが治った	「給食停止（再開）届」 ※再開に○印
連続して3日以上給食を欠食する場合	・怪我や病気で欠席する	「欠食届」

### 【ご注意ください】

※給食の停止を希望する理由が「食物アレルギー」の場合は、別途「学校生活管理指導表」を学校に提出してください（詳しくは学校にお尋ねください）。

※急な欠席や1～2日の短い欠席の場合は返金対象となりません（届出不要）。

※学校が届出を受けた日の翌日から起算して4日目（休日等を除く）以降が、給食費の返金対象となります。

※小学校、特別支援学校において届出を提出した場合は第5期（2月末日）の納付額を減額します。それ以降に発生した分は、次年度の4月末に還付（返金）します。

# 7-1 預金口座振替依頼書の記入方法（一般金融機関の場合）

預金口座振替依頼書は3枚複写になっています。ボールペン等（消せるボールペンは不可）で強めに記載してください。

## 船橋市学校給食費預金口座振替依頼書兼自動払込利用申込書

船橋市指定金融機関・船橋市収納代理金融機関・ゆうちょ銀行 御中

29年 11月 1日

私（納付義務者）は、船橋市が提供する学校給食の食材に対する費用を、学校給食費として船橋市に納めることを了承します。  
私（納付義務者・口座名義人）は、上記の学校給食費について、預金口座振替（自動払込）の方法で納付することを了承し、裏面記載の契約事項に従って口座振替（自動払込）を依頼します。  
なお、還付事由が生じた時は、下記（ゆうちょ銀行は通帳記号・番号の振込用）の口座に振り込んでください。

指 定 口 座	①	金融機関名	本支店名	預金種別	口座番号						
		〇〇銀行	××支店	① 普通 当座	1	2	3	4	5	6	7
		金融機関コード	支店コード	② 口座 名義 人	カナ	フナバシ タロウ					
		通帳記号	通帳番号（右詰めで記入）		氏名	船橋 太郎					
	ゆうちょ銀行	1	0	住所	船橋市湊町 2-10-25						
⑥	納付義務者 （保護者等）	住所	船橋市湊町 2-10-25	取 扱 店 日 付 印	払込先口座番号	00100-8-4980					③ 金融機関 届出印 船橋
	氏名	船橋 太郎	②		払込先加入者名	船橋市会計管理者					
	電話	090 ( 1234 ) 5678	④		種目CD	166					
⑤	給食喫食者 （児童生徒等）	所属	船橋小 学校 新1年 組 番		契約種別CD	30					
	カナ	フナバシ イチロウ			検印	印鑑照合 係印					
	氏名	船橋 一郎	⑤								

◎契約事項は裏面記載のとおりです。

① 給食費の引落しを希望する口座を太枠内に記入してください。預金種別・口座番号等の記載間違いがないよう、通帳等をよくご確認ください。

② 2枚目（船橋市用）に押印欄があります。文字に重ならないよう押印してください。

③ 1枚目（金融機関用）に銀行届出印を忘れずに押印してください。銀行届出印と違う場合、口座振替を開始できません。よくご確認ください。

④ およ様の学校名（〇〇小、××中）、学年、組、出席番号を記入してください。平成30年度小学校・特別支援学校入学予定者は、学年欄に「新1」と記入し、組・番号は空欄としてください。

⑤ 児童生徒ごとに1枚（船橋市立小・中・特別支援学校に通うお子様が2人のときは2枚）の口座振替依頼書を口座振替を希望する銀行の窓口へ提出してください。

⑥ 納付義務者欄に保護者（父母どちらでも可）の住所・氏名・連絡先電話番号を記入してください。電話番号欄はご自宅の電話でも携帯電話でも構いません。

※口座振替依頼書の「船橋市控」（ピンクの紙）につきましては、訂正印不要です。また、押印の際はご記入いただいた文字に重ならないようご注意ください。

※転入生につきましては、転入する学校、転居先の住所を記載のうえ口座振替依頼書を提出していただきますようお願いいたします。

# 7-2

## 預金口座振替依頼書の記入方法（ゆうちょ銀行の場合）

預金口座振替依頼書は3枚複写になっています。ボールペン等（消せるボールペンは不可）で強めに記載してください。

### 船橋市学校給食費預金口座振替依頼書兼自動払込利用申込書

船橋市指定金融機関・船橋市収納代理金融機関・ゆうちょ銀行 御中

29年 11月 1日

私（納付義務者）は、船橋市が提供する学校給食の食材に対する費用を、学校給食費として船橋市に納めることを了承します。  
私（納付義務者・口座名義人）は、上記の学校給食費について、預金口座振替（自動払込）の方法で納付することを了承し、裏面記載の契約事項に従って口座振替（自動払込）を依頼します。  
なお、還付事由が生じた時は、下記（ゆうちょ銀行は通帳記号・番号の振込用）の口座に振り込んでください。

指 定 口 座	ゆうちょ銀行以外の金融機関	金融機関名	本支店名	預金種別 1. 普通 2. 当座	口座番号		
	ゆうちょ銀行	金融機関コード	支店コード	口座名義人 カナ 氏名 住所	フナバシ タロウ		
		通帳記号	通帳番号（右詰めで記入）		船橋 太郎		
		1 0 5 8 0 の	1 2 3 4 5 6 7		船橋市湊町 2-10-25		
納付義務者 （保護者等）	住所	船橋市湊町 2-10-25		取扱店 日付印	払込先口座番号	金融機関届出印	
給食喫食者 （児童生徒等）	氏名	船橋 太郎			00100-8-4980	船橋	
	電話	090 ( 1234 ) 5678			払込先加入者名		
	所属	船橋小 学校 新1年 組 番			船橋市会計管理者		
カナ	フナバシ イチロウ		種目 CD 166	契約種別 CD 30			
	氏名	船橋 一郎		検印	印鑑照合	係印	

◎契約事項は裏面記載のとおりです。

1 給食費の引落しを希望する口座を太枠内に記入してください。通帳記号・通帳番号の記載間違いがないよう、通帳等をよくご確認ください。

2 2枚目（船橋市用）に押印欄があります。文字に重ならないよう押印してください。

3 1枚目（金融機関用）に銀行届出印を忘れずに押印してください。銀行届出印と違う場合、口座振替を開始できません。よくご確認ください。

4 およ様の学校名（〇〇小、××中）、学年、組、出席番号を記入してください。平成30年度小学校・特別支援学校入学予定者は、学年欄に「新1」と記入し、組・番号は空欄としてください。

5 児童生徒ごとに1枚（船橋市立小・中・特別支援学校に通うお子様が2人のときは2枚）の口座振替依頼書を口座振替を希望する銀行の窓口へ提出してください。

6 納付義務者欄に保護者（父母どちらでも可）の住所・氏名・連絡先電話番号を記入してください。電話番号欄はご自宅の電話でも携帯電話でも構いません。

※口座振替依頼書の「船橋市控」（ピンクの紙）につきましては、訂正印不要です。また、押印の際はご記入いただいた文字に重ならないようご注意ください。

※転入生につきましては、転入する学校、転居先の住所を記載のうえ口座振替依頼書を提出していただきますようお願いいたします。

## 8 学校給食費の免除を受けるには

船橋市では、「船橋市学校給食費に関する条例」第5条に基づき、就学援助を申請し、認定された方に対し学校給食費を「免除」しています。このため、「就学援助申請書」を提出する際には、一緒に「学校給食費減免申請書」を提出するようお願いします。「就学援助申請書」は毎年申請が必要です。

なお、生活保護を受けている方の学校給食費は、生活保護（教育扶助）の対象となるため、「学校給食費減免申請書」の提出は必要ありません。

### 【学校給食費の援助について】

ご家庭の状況	給食費の取り扱い
就学援助の準要保護認定をうけた	保護者の給食費負担が免除になります
生活保護を受給している	教育扶助により給食費がまかなわれます
生活保護が廃止になった	就学援助を申請し、認定になれば、給食費負担が免除になります

「児童扶養手当（ひとり親家庭の手当）を受けている方」又は「生活保護や児童扶養手当受給者に準ずる程度に困っている方」については、学校給食費が免除となる可能性があります。  
給食費の免除を受けるため、**就学援助申請書の提出と同時に「船橋市学校給食費減免申請書」を学校に提出してください。**



#### ※学校給食費免除の申請方法は？

就学援助申請書の提出と同時に、「船橋市学校給食費減免申請書」（就学援助申請書の用紙の右側）を、学校に提出してください。

#### ※申請・適用時期は？

申請時期は、裏面の就学援助の申請時期と同じです。**毎年申請が必要です。**

就学援助が認定になると、認定期間中の学校給食費が免除となります。学校給食費をお支払いいただいた後に、時期を遡って就学援助が開始された場合は、支払い済みの給食費を、後日還付（返金）させていただきます。

#### 2年目以降の申請・適用は？

既に就学援助を受けている方（継続者）の場合は、翌年度分の申請を3月中に行ってください。中学校（新2、3年生）の場合、4～7月分（2～5月徴収分）の給食費の納期をいったん延期して、引き続き認定となった場合はそのまま免除。認定を外れた場合は7月にまとめてお支払いいただくこととなりますので、ご注意ください。

なお、中学校に進学する際（新1年生）は「継続者」ではなく「新規」扱いとなりますので、**中学1年の5～7月分の給食費はいったんお支払いいただき、認定となった場合には後日、還付（返金）させていただきます。**

# 就学援助制度のお知らせ

## 1. 就学援助制度ってどんな制度？

経済的な理由でお子様に義務教育を受けさせることが困難な保護者に対して、学用品費の一部、特定の医療費（虫歯等）などを援助する制度です。

## 2. 対象者は？

- (1) 生活保護を受けている方
- (2) 児童扶養手当（ひとり親家庭の手当）を受けている方
- (3) その他（上記以外で、上記に準ずる程度に困っている方）

## 3. 申請時期は？

新入学者については入学式以降となります。  
転入学者については、転入以降随時申請できます。

## 4. 申請方法は？

学校にある「就学援助申請書」に必要事項を記入し、以下の書類を添付して、学校へ提出してください。

- (1) 生活保護を受けている方・・・添付書類不要
- (2) 児童扶養手当を受けている方・・・児童扶養手当証書のコピー
- (3) その他の方・・・以下に示す収入状況のわかる書類のいずれか  
<平成29年から勤務先に変更がない方>
  - ・源泉徴収票（平成29年分）のコピー
  - ・確定申告書（平成29年分）の控えのコピー<平成29年と平成30年で勤務先に変更がある方>
  - ・平成30年中の収入見込金額が確認できる書類（会社作成・社判入り）



## 5. 就学援助に関するお問い合わせ

船橋市教育委員会 学務課 就学助成係

☎ 047 (436) 2852・2858

## 学校給食費に関するお問い合わせ

船橋市教育委員会 保健体育課 給食費係

☎ 047 (436) 2418

<http://www.city.funabashi.lg.jp//kodomo/gakkou/002>

